

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○ 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年五月二十日法律第四十五号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（港湾法第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）及び附則第七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内

二（略）